9　新規則第二十条第七項第一号の規定は、施行日以後に提出する相続税法第三十九条第三十項（同法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申請書について適用し、施行日前に提出した同法第三十九条第三十項の申請書については、なお従前の例による。

10　新規則第二十二条第一項第一号、第六項第一号、第七項第一号及び第八項第一号の規定は、施行日以後に提出する相続税法第四十二条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する物納手続関係書類、同法第四十二条第四項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する収納関係措置期限延長届出書について適用し、施行日前に提出した同法第四十二条第一項に規定する物納手続関係書類、同条第四項に規定する物納手続関係書類提出期限延長届出書、同法第四十二条第十一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書又は同法第四十二条第二十三項（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する収納関係措置期限延長届出書について適用し、施行日前に提出した同法第四十二条第一項に規定する物納手続関係書類、同条第四項に規定する物納手続関係書類提出期限延長届出書、同条第十一項に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書又は同条第二十三項に規定する収納関係措置期限延長届出書については、なお従前の例による。

11　新規則第二十二条第九項第一号、第二十三条第一号、第二十四条第一号、第二十五条第一号、第二十六条第一号及び第二十八条第一号の規定は、施行日以後に提出する相続税法第四十二条第二十七項（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出書、新令第二十条第二項の書類又は同法第四十三条第五項（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十六条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十八条の二第二項の申請書について適用し、施行日前に提出した同法第四十二条第二十七項の届出書、旧令第二十条第二項の書類又は同法第四十三条第五項、第四十六条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十八条の二第二項の申請書については、なお従前の例による。

12　新規則第二十九条第一項第二号及び第二項第二号の規定は、施行日以後に提出する同条第一項第一号に規定する開示請求書について適用し、施行日前に提出した改正前の相続税法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十九条第一項第一号に規定する開示請求書については、なお従前の例による。

13　新規則第三十条第八項第一号及び第九項第一号の規定は、施行日以後に提出する新令第三十条第三項又は第四項の申請書について適用し、施行日前に提出した旧令第三十条第三項又は第四項の申請書については、なお従前の例による。

14　新規則附則第四項第一号、第五項第一号及び第八項第一号（新規則附則第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に新規則附則第四項若しくは第五項の規定により提出する届出書又は新規則附則第八項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧規則附則第四項若しくは第五項の規定により提出した届出書又は旧規則附則第八項（旧規則附則第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第三条　新規則第一号書式から第四号書式までは、施行日以後に相続税法第二十一条の四又は新令第四条の十四、第四条の十五若しくは第四条の十六の規定により提出するこれらの規定に規定する障害者非課税信託申告書又は障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書若しくは障害者非課税信託に関する異動申告書について適用し、施行日前に同法第二十一条の四又は旧令第四条の十四、第四条の十五若しくは第四条の十六の規定により提出したこれらの規定に規定する障害者非課税信託申告書又は障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書若しくは障害者非課税信託に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2　新規則第五号書式から第七号書式までは、施行日以後に相続税法第五十九条第一項の規定に該当する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に同項の規定に該当する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

3　新規則第八号書式は、施行日以後に相続税法第五十九条第二項各号に掲げる事由が生ずる場合について適用し、施行日前に同項各号に掲げる事由が生じた場合については、なお従前の例による。

4　前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める申告書又は調書に、新規則第一号書式から第八号書式までに準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

○財務省令第五十号

資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第四十五条第一項、第四十八条第一項、第八十四条第二項及び第八十七条第二項の規定に基づき、資産再評価法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

資産再評価法施行規則の一部を改正する省令

資産再評価法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「並びに納税地」を「、納税地」に、「所在地（」を「所在地並びに法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（」に改める。

第九条第一号中「及び住所」を「、住所及び法人番号」に改める。

第十二条の見出し中「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第一項第一号中「並びに納税地」を「、納税地」に改め、「その本店又は主たる事務所の所在地」の下に「並びに法人番号」を加え、同項第二号中「取りくずした」を「取り崩した」に改める。

第十三条第一号中「及び住所」を「、住所及び法人番号」に改める。

附　則

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　改正後の資産再評価法施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一号、第九条第一号及び第十二条第一項第一号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の資産再評価法第四十五条第一項若しくは第八十四条第二項の規定による申告書又は同法第四十八条第一項の規定による修正申告書について適用し、施行日前に開始した事業年度の同法第四十五条第一項若しくは第八十四条第二項の規定による申告書又は同法第四十八条第一項の規定による修正申告書については、なお従前の例による。

3　新規則第十三条第一号の規定は、施行日以後に提出する資産再評価法第八十七条第二項の申請書について適用し、施行日前に提出した同項の申請書については、なお従前の例による。

○財務省令第五十一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百七十九号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百五十八号）附則、所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法及び租税特別措置法施行令を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎